

第二十四回国会 衆議院

地方行政委員會議録第二十八号

昭和三十一年三月三十日(金曜日)

午後二時二分開議

出席委員

委員長 大矢 省三君

理事 龜山 孝一君 理事 永田 亮一君

理事 古井 喜實君 理事 吉田 重延君

理事 北山 愛郎君 理事 中井 徳次郎君

唐澤 俊樹君 川崎 末五郎君

木崎 茂明君 瀨尾 彌三君

櫻内 義雄君 渡海 元三郎君

徳田 興吉郎君 灘尾 弘吉君

丹羽 兵助君 山崎 巖君

加賀田 進君 川村 継義君

五島 虎雄君

出席國務大臣

國務大臣 太田 正孝君

出席政府委員

自治政務次官 早川 崇君

總理府事務官(自治行政部長) 小林 興三君

總理府事務官(自治行政部長) 奥野 誠亮君

總理府事務官(自治行政部長) 奥野 誠亮君

委員外の出席者

議員 石野 久男君

細郷 道一君

鎌田 要人君

市町村税課長

専門員 円地 与四松君

三月二十八日

委員 徳田 興吉郎君 辞任につき、その補欠として 星島 二郎君 が議長 の指名で委員に選任された。

同日 委員 星島 二郎君 辞任につき、その補

欠として 徳田 興吉郎君 が議長 の指名で委員に選任された。

同月二十九日

委員 生田 宏一君 辞任につき、その補欠として 青木 正君 が議長 の指名で委員に選任された。

三月二十九日

地方税法の一部を改正する法律案の一部修正に関する請願(田中武夫君紹介)(第一六二八号)

遊興飲食税の免税点引上げに関する請願(橋本渡君紹介)(第一六四九号)

同(石坂繁君紹介)(第一六七二号)

注文洋服仕立加工業者に対する第一種事業適用変更に関する請願(小金義昭君紹介)(第一六五〇号)

公給領収証の交付制度廃止に関する請願(伊藤郷一君紹介)(第一六七三号)

山辺町の水道敷設工事に対する起債認可の請願(松浦東介君紹介)(第一六七四号)

の審査を本委員会に付託された。

本日の會議に付した案件

小委員の補欠選任

地方交付税法の一部を改正する法律案(内閣提出第五〇号)

国有資産等所在市町村交付金及び納付金に関する法律案(内閣提出第六四号)

地方税法の一部を改正する法律案(内閣提出第六九号)

町村合併に関する件

地方税法等改正に関する小委員長より報告聴取

○大矢委員長 これより會議を開きます。

地方交付税法の一部を改正する法律案、国有資産等所在市町村交付金及び納付金に関する法律案、地方税法の一部を改正する法律案、以上三案を一括議題といたします。質疑の通告があります。これを許します。北山愛郎君、

○北山委員 地方税法の審査は小委員の審議にしばらく時間をとられておりましたが、前の問題につきまして資料をいただいたので、山林の面積の問題についてまずお伺いしたいのです。自治庁の資料をいただきますと、農林省の林野の統計と、それから固定資産税のいわゆる台帳から拾った面積との間には、山林だけにすぎても三百八十二万町歩という食い違いがある。これはいわゆるなわ延びであろうというふうなことをどういふふうに持ってくるかというふうなことをどういふふうにするか、このこと自体

の面積につきまして特に大きな違いがございませぬ。農林省の關係の統計資料におきましても、調査方法を変えまして年度から大きく違つて参つておるようでありませぬ。固定資産税の場合におきましては土地台帳の面積を使つておるわけでありませぬ。この土地台帳の面積は御指摘のように実測すればかなり大きく違つてくるだらうと思つておる。しかしさういふようには違ひが明らかになつてきたものをそのままに放擲することはこれも適當じゃございませぬし、また土地台帳の面積を直ちに一筆々々について変えていくといふことも大きな問題になるのじやないだらうかと思つておる。従つて農林省で実測の結果明らかになりました地積と土地台帳の地積との違いにつきましては、それぞれの府県に連絡をいたしまして、将来切りかえますたに正しい地積にのつとれるような工夫を講ずべきではないだらうかというふうな御意見を伺つておる。具体的はどうするかという問題は、今後農林省その他とよく打ち合せをいたしまして、正しい地積が土地台帳の記録に登録できるように工夫すべき問題ではなからうかと思つておる。

○北山委員 所得税につきましては、御承知のように国税庁の方で農業所得の課税でいわゆる反収を調べる場合には、面積のなわ延びというもので計算に入れて見ておるというふうなこともあるわけでありませぬ。このこと自体

決して感心したことではありませぬ。しかし實際は田畑以上に山林原野の場合におきましては非常ななわ延びというか、台帳と實際との食い違いが大きいのでありませぬ。従つてこれは税務行政の立場からいつても何とかしなければならぬ問題だと思つておる。単に地方税の固定資産税のみならず、やはり國の政治をやる場合に國土の面積がはつきりわかつておらぬといふことは驚くべき問題でありませぬ。実はさういふ問題でございまして、実はさういふ問題でございまして、國土開發の担当大臣にお伺いをしたら、大臣が知らなかつたのです。さういふ事実に驚いて、さういふことは初耳だ、それじゃ何とかしなければならぬといふような御答弁があつたのですが、自治庁としても正しい固定資産税をとるという立場からだけ考えましても、一つ農林省等とも打ち合せをなさつて、適切な措置をとつていただきたいと思つておる。

それから今度の税法につきまして、固定資産税の例の木材引取税の問題につきまして、木材引取税を廃止してこれという要望が去年あたりから非常に強いのでありませぬ。これは現在木材業界が非常に不況にあるわけでありまして、さういふ点から考えても何とか考慮しなければならぬのじやないか、さういふふうにも考えましたが、しかし一方木材引取税を課しておる町村というものは貧弱な山村でありまして、これを主要な財源にしておる町村が多い。従つて何らかのかわり財源がなければ

第一類第二号 地方行政委員會議録第二十八号 昭和三十一年三月三十日

第一類第二号

第一類第二号

第一類第二号

第一類第二号

第一類第二号

第一類第二号

第一類第二号

第一類第二号

第一類第二号

第一類第二号

第一類第二号

第一類第二号

第一類第二号

第一類第二号

第一類第二号

第一類第二号

第一類第二号

第一類第二号

第一類第二号

第一類第二号

第一類第二号

第一類第二号

第一類第二号

第一類第二号

第一類第二号

第一類第二号

第一類第二号

第一類第二号

第一類第二号

木材引取税というものをやめてしまふわけにもいかぬ、こういうわけで、実は山林についてのいわゆる評価の場合に、立木の価格評価というものを加算するとか、加味してその山林地の評価をすべきではないか、こういうことをわれわれとしてもいろいろ検討してみたわけでありまして、何しろ山林面積そのものがわからないくらいでありまして、今直ちにどういふふうな方法でやったらいいかというふうな結論が出て参りません。そこでお伺いしたいのですが、この点につきまして自治庁としては今後検討してみなお考えがあるかどうか、国有財産である国有林の場合におきまして、土地だけの評価から見れば三百二十億ばかり、ところがその上にある立木の評価は五千五百億、これは実際よりも低目に見ておられるのであります、そういうふうな土地の上にある立木の資産というものが非常に大きなものであります。おそらく民有地についても同様なことが言えると思つておられます、これはわれわれどうしても今後研究を要する問題ではないか、こう思つておられますが、税務部長はこの問題を今後検討するお考えがあるかどうか、これを承りたいと思つておられます。

○奥野政府委員 木材引取税につきましては、存廃問題あるいは改革問題、しばしば御指摘をいたしておりますので、当然今後もなお種々検討して参らなければならぬ、かように考へておられます。現在までこれらの問題について考へておりましたところを申し上げますと、山林に對しまする固定資産税につきまして、立木の評価額を課税標準の中に算入していく、そうします

と、年々立木の価格が増加して参りまして、山林の所有者の負担が漸次重くなつて参ります。そうしますと、これらの負担との関係から、伐期に至らないものを伐採せざるを得なくなる事態が生ずるわけでございます、そういうことは国土保安の見地から考へた場合に適當ではないのじやないか、こういう考へ方もあつたわけでありまして、しかしながら、山林につきましては、林地だけを課税標準にとらえまして、それ以上の負担を何ら求めないということも、受益関係その他からして適當ではございませぬので、やはり山を切つた場合に相當の金の動きがあるわけでありまして、この部分からある程度の財源を地元に対して出してもらう。これが一つの木材引取税の考へ方だと思つておられます、こういう行き方が一番當ではなからうか。しかしながら、木材引取税の課税方式なり運営のあり方につきましては、しばしば御指摘をいたしておりますように、問題はいろいろあるわけでございます、これをどう解決していくべきであるか、税率の問題もあるだろうと思つておられます、いろいろな点を総合的に考へて参りたい、そういうふうに思つておられます。

○北山委員 この問題は大きなことであるから、一つ御検討願ひたいと思つておられます。次に、今度国有資産等所在市町村交付金及び納付金に関する法律案とかいふことで、国有あるいは公有の貸付財産につきまして、交付金というものを、固定資産税に相當するものを課するこ

だいたものによつて見ますと、国有林野は別として、相當部分がやはり住宅であります。公営住宅、それから公務員住宅、公務員住宅は評価額にして百五十五億、公営住宅が六百四十七億、これが半分以上を占めておるといふような状態でありまして、法案の第十八条に、この交付金の結果としてその住宅の使用者にその分を転嫁することができるように規定されておられるわけでございます。そこで東京あたりにおきましても、この法案が通れば、結局それがその公営住宅に入つておられる使用者に転嫁をされて、家賃が八百円上るとか千円上るとか、そういうことが言われておられるわけでありまして、こういうことが一體適當かどうか。この制度としては一応財産を持つておられる団体、それが国であらうと地方公共団体であらうと、とにかく団体がこれを負担するのだという建前になっておられると思つておられます。それをどう規定を設けて使用者に転嫁し得るようなことを予想しておられることになれば、当然公営住宅の家賃、使用料が上つてくることは火を見るよりも明らかだと思つておられます、こういうものをご考へておられる規定を作つたのかどうか、これは相當問題じやないかと思つておられます、どういふふうにお考へになつておられますか。

○奥野政府委員 今度の税法の改正立案に當りましては、地方制度調査会なりあるいは臨時税制調査会なりの答申を参考にいたしたわけでございます。どちらの答申におきましても、国有資産でありますとかあるいはこういう公営住宅等の問題につきまして使用者課税をするかどうか、交付金制度をとつ

たらどうか、こういう意見があつたわけでありまして、使用者課税は数年前の地方税制にもあつたわけでありまして、けれども、負担の分別等にいろいろな問題がございましてその後には廃止いたしておられます。今回提案理由にも申し上げておられますように、やはり公営住宅につきましても、当該市町村の施設との間に相當な受益関係があるわけでございます、かたがた同種の固定資産との間である程度の均衡の問題も考へた方がいいではないかというふうな問題がございまして、住宅につきましても交付金の対象にするようにいたしましたわけでありまして、しかし、住宅につきましても、この分につきましては交付金の対象にすることは不適當ではなからうか、こういうことで、課税標準額は、生れてきます交付金額につきまして、これは当該地方団体が使用者に転嫁させるか、あるいはさらに住宅政策として一般財源でまかなつていくか、そこは地方団体がそれぞれ考へて従つて決したらよろしいのじやないかというふうにお考へておられます。しかしながら、転嫁する場合に、国の住宅政策なりその他の見地から考へまして、非常に不当な負担を負わせるようなことになる場合には、これはその道を禁すべきだと思つておられます。しかしながら、現在の程度に押えて参りますと、かりにこれをそのまま家賃に転嫁した場合にどういふ金額になるか、これが一つの判断のめどではなからうかというふうにお考へておられます。

○北山委員 もっと高い民間の住宅に比べてらな負担してもよいのだとい

そうしますと、第二種の公営住宅から申し上げますと、二十四年ないし二十六年に建設されました木造家屋、坪数が八・五坪でございます。この家賃が七百円でございます。今度の交付金相当額が三十七円ということになりまして、合計いたしますと七百三十七円でございます。第一種公営住宅の同じような年次の木造住宅をとりましますと、二十四年ないし二十六年の間の建設が十坪でございます、家賃が千二百六十円、これに對しまする交付金相当額が百九十七円ということになって参ります。一番交付金が大きな数字に出て参りますのはやはり最近に建つた建物でございます、まして、さらに耐火構造の住宅ということになるわけでありまして、このような耐火構造の住宅で、しかも三十年以後に建つたもの、これは十二坪でございます、家賃の額が三千七百五十円でございます。これに對しまして交付金の額が四百八十二円ということになるわけでございます。こういうふうなところから、現在の家賃におきましても、民間の家賃から考へますと非常に低い額に置かれておられるわけでございます。そういう見地から考へて参りますと、公営住宅の場合には、市町村としては衛生施設とかあるいは道路施設とか教育施設等に相當な出費もいたすわけでございますので、何らかい

う財源の關係に置いた方が適當ではないか。また、かりにそれが転嫁されることになりましても、不当に家賃をつり上げることにほならないではないかというふうにお考へたわけでありま

うのですが、しかし、こういう公営住宅というものは、民間と同等なものを作るというならば別段やる必要はないのであって、やはりそれだけ収入が少い人たちの住宅の供給が少いというので、これを供給するということに公営住宅の意味があるのじゃないかと思ふのです。問題はこういうふうな規定なり、あるいは今の算定を見ていると初めから使用者に負担転嫁を予定しておるように見えるのですが、それでいいかどうか。それから同時にこの十九条にもございしますが、同じ市の中で市営住宅の場合と県の住宅があった場合に、県の住宅に対しては市が交付金をもたらせることになりませんが、市が自分の貸付住宅に対して自分で取るといふことはいいわけでありまして、そういう点で同じ公営住宅でありながら経営主体が違ふということによって、非常にまちまちな取扱いを受けるというので、はなはだ好ましくないように思ふのです。いわゆる統一をしない。それは団体の都合によって、考へによつてある場合には使用料に転嫁してもよろしい、あるいは転嫁しなくともよろしいということでは非常に不統一じゃないか、こういうふうに考へられるのです。そういうことにした基本の考へ方はどこにあるのか、その団体が払ふべしというのであるか、あるいはそれを使つておる者が払ふべしというのであるか、どちらでもいいというところはまことに不統一じゃないか、こういうふうな考へられませんか、かがでしようか。

○奥野政府委員 第一点の民間家賃と公営住宅の家賃との間に開きがあるのは当然じゃないかという問題ですが、

これは私ほど程度の問題じゃなからうかというふうな思つておられるわけでありまして。ことに国が住宅政策として積極的に公営住宅の建設費につきましても補助金を交付して参ります。現在御承知のように第一種公営住宅につきましても二分の一を補助金として交付し、第二種公営住宅につきましても三分の二を補助金として交付して参ります。従いまして公営住宅の家賃の限度額は、第一種公営住宅につきましても残りの二分の一の地方負担額の元利償還額と管理費、修繕費等がその算定の基礎になつておられるわけでありまして。第二種公営住宅の場合には残りの三分の一の元利償還額と管理費、修繕費といふものが家賃の限度額の計算の基礎になつておられるわけでありまして。さらにそれらの部分につきましても地方団体が一般財源でまかなつておられるところもございまして、全部を家賃に転嫁してはいるところもあるわけでありまして。これをさらに地方団体に對しまして一般財源でまかなえないというのにつきましても、小さいところの地方団体を考へますと法律で強制することは適當ではない。もとより地方団体が自主的にそういふように積極的に金を出していくことはとがむべきことではない、むしろ好ましいことだと思つておられますが、それをさらに地方団体が負担を国から強制される、これは適當なことではないのじゃないかというふうな考へ方を持つておられるわけでありまして。

第二に御指摘になりましたように、今回の法律案によりまして府県有の公営住宅とか市町村有の公営住宅ということによつて、所在の市町村の財源の姿というものが変わってくるのじゃない

か、こういうふうな問題につきましても現に公営住宅は、地方団体の政策によりまして国が助成をしていく、さらに地方団体も一般財源をつぎ込んでいくところもある、つぎ込んでいくところもある、そういうふうな現に差があるわけでありまして、必ずしもこれを一律にしなければならぬことではないのじゃないか、もし一律にするならば国の政策としてはつきり補助金をそれだけ増額をするなり、何らかの方法をとるべきじゃなからうかというふうな考へ方を持つておられるわけでありまして。そういうふうなこともなつておられますので、今度の交付金相当額を転嫁するか、あるいは一般財源でまかなうか、これも法文上は地方団体の選択にゆだねられているわけでありまして。しかし現に公営住宅の家賃の限度額につきましても、国の補助金相当部分はこれに転嫁しなさいといふ、あとの部分ははその限度額の中に全部織り込まれていくといふまいしょうか、そういうことにいたしておられるわけでありまして、そういう原価の意味から申し上げますと、転嫁することになるのだからと思つておられる。しかし転嫁しないですと、転嫁しようと思へば転嫁できるとしておられるわけでありまして、もし転嫁いたしたくないならば、どちら有であつても同じ結果を生ずるのでありまして、市町村有の場合には固定資産税を課したりあるいはまた固定資産税相当額を一般財源として増強していきましても、一つの考へ方に基くものでありますので、そこには何も

矛盾はないのじゃないだろうか、それをして国で統一するということになりまして、住宅政策そのものにつきましても、補助金以外の部分につきましても、国が一定の強制措置をとらざるを得ないということになるのじゃないだろうかというふうな思つておられるわけでありまして。

○北山委員 次に今度の交付金の制度によりまして、この国有資産等所在市町村の対象になる総体の資産というものは千六百七十億ばかりでありまして、そのうちで今申し上げた住宅が相当多量に占めておられる。その次に公営発電施設の四百億ばかりある。これに対しては税額というか、交付金としては九千三百萬ばかりでございますが、府営の発電所、発電事業といふものは、そのコストの中に固定資産税といふものを見込んでおられたのかどうか、あるいは固定資産税にかわるようなものを見込んで、総合開発等における費用の割り振りであるとか、いわゆる発電コスト、それから出てくる工事費の負担、こういうものの割当があつたはずであります。そういう点について、は差しつかえがなかつたかどうか、これを伺ひたい。

○奥野政府委員 料金をきめます場合は、今まで固定資産税を負担しておりませんでしたのでそれは入つておられません。従いまして府県側からはこの施設に對していろいろと意見があつたわけでございますが、同時にまた多目的を持つておりますために公共事業としてこれらの仕事もやつておる。従つて経費が割高になつておる。そういう点からいたしまして非常に無理があるような話がいふふんあつた

わけでございます。しかし固定資産税で計算していきまます場合の二分の一の額を課税標準にとるといふふうな負担緩和の道を開くことにはいたしましたので、この程度のものであれば合理化等によつて吸収していただきたい、またただかなければならぬのではないだろうかというふうな思つておられます。しかし将来料金を改定して参ります場合には、当然新しい制度にのつとつて、この交付金相当額が原価の基礎に入るべきものだといふふうな考へておられます。

○北山委員 今の問題に關連をして、現在の府県営の発電事業といふものがどういふような営業の状態になつておるかといふことはいろいろな資料がございまして、あるところでは、あるならば各府県営の発電事業についての収支ですね、どのくらいの利益があるものか、これは各府県によつて一般供給はほとんどやつておらないで、電力会社にとめて売つておられるわけですね。その売電の料金等もいろいろまちまちのようではあります。その經理の状態がよくわからないので、従つてこういう公営の発電施設に對して新しく負担をかける場合におきましても、これが妥當なものかどうかといふような判断にわれわれは苦しむわけでありまして。こういうものも参考にしまして、そして九千三百萬円の負担は大丈夫出せるというふうな判断をしたものかどうか、その基礎になる資料がございまして、あらば出していただきたい、こう思いますが、いかがですか。

○奥野政府委員 お話のように、発電施設によりまして料金にもかなり大きな違いがございまして、電力会社が買

電いたします場合に、あまり大きな額で購入したのでは採算が合わない、そういう問題がございますので、買電する場合にも一つのリミットがあると思えます。従いましてコストが非常に高くつくところにおきましては、特にこの制度に対して強い反対を示したわけでありまして、そういう特殊な発電施設につきましては、将来にわたって何か考慮しなければならぬというふうな問題もあると思えます。しかし給体的にはこの程度の負担でありますならば、まかなってもらえるのじゃないかというふうな思っておるのであります。

なお資料の点につきましては、発電施設ごとに詳しい御意見を承わりました、提出をいたしたいと思っております。

○北山委員 これに関連をして、最近長野県でしたか、それからその他の県におきまして発電税というものをかける。これは府県管の発電という意味じゃなくて、県内にある水資源というものを利用する、そういう民間の発電事業に対してかける税金のようであります。これを長野県でありましたか、県会で議決をしたということでありまして、これについて自治庁としてはどういう御方針であるか、賛成しておられるのかどうか、お伺いしておきます。

○奥野政府委員 たしか新潟県からでございますか、正式に発電施設定の許可申請が出て参ったようでありまして、ただ私まだ内容を見ていないのでありますけれども、出てきたというのを聞いております。しかしこれはいぶん以前からの問題であります。

で、いろいろ考えてはおりますが、自治庁としての最終的な意見は、まだ正式な申請もありませんでした関係もありまして、取りまどめる段階に至っておりますところを率直に申し上げさせていただきますと、発電税というのはいったい性格の税なのだろうか。もし事業に対する税であるとしたら、事業に課税標準にいたしませんか、この収入金額を課税標準とする事業税につきまして、できる限り発電地帯に相当の収入を与えたいという考え方が、一般の事業税の課税標準の分割基準は従業員数であります。電気事業につきましては、固定資産の価額を用いております。固定資産の価額を用いるということは、発電自体において従業員数は少いわけでありまして、ダムその他において莫大な投資が行われております固定資産の価額をとることによって、発電地帯に事業税を課して還元できる、こういう配慮をいたしていただくわけでございます。次に一つの財産税的なものと考えるならば、固定資産税が課されておるわけでありまして、発電関係の会社全体でたしか七十億円くらいの負担をしておるに過ぎないと思っております。それから消費の段階につきましては、電気ガス税が課されておるわけでありまして、消費税でございますので、発電地帯の財源にはなりにくいと思えます。そうしますと、発電税というものはどういう性格のものであろうか、事業に対する課税でもなければ、財産に対する課税でもな

ければ、あるいは消費に対する課税でもない。そして考えますならば、私は発電地帯におきまして、県が治水の仕事をやっているこの水を使って電気を起しているのだ。そうするとある程度水を使うという受益者負担といいたいのか、そういうものを負担していいのではありませんか、こういう考え方が出てくると思えます。ところがこういうような部分につきましては、河川法において水利使用料の制度が定められております。水利使用料の制度があるのに、さらに水を使っているからといって、受益者負担を求めることか、こう思うのであります。ただ水利使用料は戸当たり何円といふ金額、これはたしか政府の認可を受けなければならぬことになっておるわけでありまして、この水利使用料の額が少な過ぎるではないか、物価倍率から考えて参りますと、戦前を基礎にしてもつと多くなければならぬのに、今は少な過ぎる、こういうことで発電県は常にこの問題で政府にいろいろ意見を申し上げておるわけでありまして、順次上つては参ったわけでありまして、なお物価倍率から比べると上り方が足りない、こういう問題があるわけでありまして、であります。私は発電税の問題は、やはり水利使用料の料率の問題で解決すべき筋合いのものではないか、こういう考え方を持っております。でありますが、私は発電税の問題よりも、やはり水利使用料の料率の問題で解決すべき筋合いのものではないか、こういう考え方を持っております。

○北山委員 ただいまのお話でございますが、おそらく電源地帯においてその府県が発電税を課すということは、やはり財政上の見地ばかりでもなく、その発電された電力というものが、県内において消費をされ、また県内でもいろいろそのために工場が起るといふようなことであれば、あるいはそういう問題が出てこないかもしない。しかし問題は、電源地帯というものが、電気が自分の県で発電をしてそのエネルギーが線路を伝わって県外に出てしまふ、エネルギーの供給地になってしまふというふうな考え方からして、そこに発電税というふうな考え方が出てくるのではないか。これは思想的にそういうふうに出てくるのではないかと思っております。そういう考え方からして、県内で使用される電力ではなくして、県外に移出する電力エネルギーについて発電税をかけるということは、觀念上許されるものですか。考え方として認められるかどうか、これは奥野さんどういうふうな考えですか。

○奥野政府委員 県外に出ていく電気に対して課税するということは、一種の流通税として考えていくのかもしれない。しかしながらこういうような基礎的な原材料につきましては、国の産業を国全体を一体にして考えて発展をはかっていかなければならぬ際に、立地条件というものを特定のもので左右する、府県の法定外普通税によって工業立地条件を考えていく場合に左右していただくことは、適当でないのではないだろうかというふうな思っております。

○北山委員 しかし同じようなものは例としてはほかにもいろいろあると思っております。そういうふうな全国的な単位

において考えなければならぬという考え方もあるれば、やはり現実には地域的な税もあり得ると私は思うので、問題は今のような思想でこれを認め得ないものかどうか、税の制度上絶対にかねというところであるかどうか。もし発電税というものを認め得るならば、どういう考え方の上に立ってこれを認め得るか。先ほど水利利用という面がございましたが、かりに河川の水利使用料については一定の基準があり、あるいは認可を受けなければならぬといつたとしても、その上に発電税というものを水利利用の形で課することが必ずしも認め得ないことではないと思っております。そういう程度に、ダブつておる税制というものは、ほかにもたくさんあるのではないかと思っております。一つの財産であるから一回しかかけられないのだというふうな厳密なあれはないかと思っております。もしも発電税を認め得るならば、どういう考え方のもとにこれを認め得るものかどうか、今までも長野県その他の府県から、たしか発電税については相当長期間の運動や陳情があつたはずなんです。これについて自治庁はどういうふうな検討をし、どういうふうな考えを伺わせていたか、このお考えを伺わせていただきたい。

○奥野政府委員 御承知のように自治権というものを強く尊重しておりますので、地方税法の建前では、地方団体が法定外普通税を起さうとした場合には、許可を受けなければなりません。原則として自治庁長官は許可を与えなければなりません。ただ許可しないことのできる条件として、三つあげております。一つは「国税又は他の

において考えなければならぬという考え方もあるれば、やはり現実には地域的な税もあり得ると私は思うので、問題は今のような思想でこれを認め得ないものかどうか、税の制度上絶対にかねというところであるかどうか。もし発電税というものを認め得るならば、どういう考え方の上に立ってこれを認め得るか。先ほど水利利用という面がございましたが、かりに河川の水利使用料については一定の基準があり、あるいは認可を受けなければならぬといつたとしても、その上に発電税というものを水利利用の形で課することが必ずしも認め得ないことではないと思っております。そういう程度に、ダブつておる税制というものは、ほかにもたくさんあるのではないかと思っております。一つの財産であるから一回しかかけられないのだというふうな厳密なあれはないかと思っております。もしも発電税を認め得るならば、どういう考え方のもとにこれを認め得るものかどうか、今までも長野県その他の府県から、たしか発電税については相当長期間の運動や陳情があつたはずなんです。これについて自治庁はどういうふうな検討をし、どういうふうな考えを伺わせていたか、このお考えを伺わせていただきたい。

○北山委員 しかし同じようなものは例としてはほかにもいろいろあると思っております。そういうふうな全国的な単位

地方税と課税標準を同じくし、且つ、住民の負担が著しく過重となること。」第二は「地方団体間における物の流通に重大な障害を与えること。」第三は「前二号に掲げるものを除く外、国の経済施策に照して適当でないこと。」この問題につきましては、電力料金をどうきめるか。電力料金をきめます場合に、租税政策も同時に検討されて参っているわけでございまして、電力の料金をどうきめるかという事は、国として重大問題だと思つております。現在でも電気に対しましては、租税負担が過重であるという意見が、通産委員会を中心として、国会の中にもございます。そういう際でもございまして、この第三号の点について、どういふ配慮をするかという問題が起つて参ります。それからやはりいふんな税を設けておきますので、これらの税制との關係をどう考へていくか。それを考へるならば、一種の受益者負担として考へていくことじゃなからるか、私はこう申し上げたわけでございまして、もとより受益者負担の税が、地方税と他の制度と重複することが理論上絶対にいけないのだと申し上げるわけはございません。しかしながら河川法で定められておられます水利利用料も、政府の認可に待つことにならざるを得ないわけはあります。地方団体がいろいろ希望してございまして、これがなかなか引き上げられてこなかった。漸次引き上げられてきたけれども、まだ十分ではなかった。そういうことになつて参りますと、発電税につきましても、簡単に許可できるということにはならないのじゃないだろうか。やはり各方面の問題をいろいろ

る総合的に検討せざるを得ないのじゃないだろうか、こう思うわけでありませう。ただ戦前におきましても、水利利用料は、たしか一箇について一円だつたと思つてゐます。それが、今正確に覚えていないのでありますが、二百五十円内外になつてゐるのじゃないかと思つてゐます。物価倍率は御承知のように三三、四十倍に伸びてゐるわけでありませう。そうしますと、戦前水準を基礎とすれば、水利利用料の負担を電力会社がもつとしてもいいのじゃないだろうかという問題が起つて参ります。しかしこの点につきましても、政府の方で認可を与えていないわけは、別な角度から、今までのところでは、別な角度からこれを拒否して参つたということになると思つてゐます。発電税を許可するという事は、間接的にはこの水利利用料の認可限度額を引き上げたということになるのじゃないだろうか。そうしますと水利利用料の引き上げが、今まで政府によって認可されてこなかったこの辺の考へ方との間の調整をはからなければならぬのじゃないだろうか、こういうふうな思つてゐるわけは、ございませう。

○北山委員 先ほど発電についても電力会社に対する税の負担が重過ぎる、ほかの委員会ではそういう御意見もあるやうであります。やはり発電税なんという考へ方が出てくるのは、むしろ逆に電力独占資本というものに対する税が少いといふ考へ方か、そしてその利益が多いといふやうな考へ方からして、やはり地方的にそういう考へ方が出てくるのじゃないかと思つてゐます。固定資産税についても、発電施設、送電施設等については三分の一ですか、そ

ういふふうには評価を切り下げられておられます。これは電力料金を高くしない、電力料金を安く据え置くために固定資産税を三分の一に特別待遇をしておるわけなんです。ところが御承知のように、昭和三十年あたりは電力会社は相当な黒字なわけです。もしもあつた、それを引き上げないため、損をしないためには、税法上特別に考へてやらないければならぬというので、地方税である固定資産税まで三分の一にしてやつておる。かつかつの状態であるならば、ああいうふうな黒字が出るわけがない。従つてああいう黒字が出る以上は、その状況を検討した上で、国税は別として、地方税である固定資産税における特別待遇をいふものはやめてもいいのじゃないか、こういうふうにも考へられる。同時に船舶についても、外航船舶については、これもた発電施設と同じやうに、特別待遇をやつておられます。ところがこの方も最近利益が上つて、配当を復活するやうな考へ方が出ておるといふやうに聞いておられますが、その前にわれわれとしては、固定資産税についての、こういう発電施設あるいは外航船舶等についての特別待遇を再検討すべきではないか、こういうふうな考へるわけですが、税務部長はどういふふうにお考えですか。

○奥野政府委員 発電施設に対する固定資産税につきましては、新設いたしました最初の五年間は価格の三分の一の課税標準とするにしております。地方税制の場合でありましても、そこにいろいろな角度からの政策を若干入れおけることは全面的に拒否すべき筋合いのものではないのじゃないかといふふうな考へておるわけでありませう。あのような制度を設けましたのは、建設当初莫大な資本を必要とするわけでありませう。その際に莫大な固定資産税が所在の市町村に入つてくるけれども、次からどんどん減つていく一方だ、こういうことでは市町村に収入のふえたときはよろしいのでありますけれども、どんどん減つていく場合には困つてしまふやうな場合には、程度同じやうな収入が得られるやうに配慮していただくことがなされるやうに考へ、こういう考へ方もございませう。三分の一、三分の二、フルに課税標準をするという、こういうやうな三段階の定め方をしたわけでありませう。もとより発電施設の負担の問題も同時に考慮しておるわけはございませうが、他面事業税の面におきましては、御承知のように収入金額を課税標準にいたしております。収入金額を課税標準にしたしまして、その結果、所得を課税標準にする場合よりも二十六億九千四百万円くらい増収になるやうになつておるわけでありませう。これは別段電力会社の負担を重くしようとしてやつておるわけはなして、しばしば申し上げますやうな事業税の性格から、こういうやうな方式を踏襲しておるわけでありませうけれども、何も電気事業に対する地方税の負担を軽減しようといふ考へ方ばかりでものを運んでおるでもない点だけは御了承願つておきたいと思つておられます。なお外航船舶に対する固定資産税の軽減の問題は、これは国際競争を考へました場合に、経常的に負担するやうな固定資産税の負担はある程度軽減しておくことが好ましいのじゃないかといふふうな配慮に出しておるわけはございませう。

○北山委員 とにかく発電については、実際相当な利益が上つておるわけなんです。だからそんな利益、黒字が出ない程度にいろいろな要素を勘案して、税の軽減も考へておるのじゃないかと思つておる。ところが実際は黒字になつておる。こういうふうなことを見た場合に、電力料金そのものも再検討しなければならぬやうな事が、しかしまたこの電力施設に対する、特に地方税なんかも考へ直さなければならぬのじゃないかと思つておる。しかも発電コストの中で地方税の占める部分といふものは非常に少いものじゃないか。一番多いのは、水力電気について金利負担であるといふことは明らかなんです。むしろ金利負担を容易にするために税金を安くしているといふやうな感じが、それが利益があらぬ、やつの経営であるといふならば別でありませうけれども、どうもそうじゃないらしいのであります。相当な社内留保をし、償却をして、そしてなおかつ黒字が出ておるのですから、従つて私もやはり地方税と固定資産税の課税については検討してもらわなければならぬ。直ちにこれを上げるというわけはありませぬが、少くともまず第一番に考え直さなければならぬのじゃないかと思つておる。と同時に今の発電税などの考へ方も、この固定資産税についての軽減はこれは国の経済政策から来たものなんです。国の政策のために地方が特別な軽減措置をとられておる。そうし

て出てきた電気というものが県外に流れてしまふ。別な地域でいわば安い電気が使われていくということなんであって、その電気がすべて県内、その地域内での地域の住民なりあるいは産業なりを潤すならまだいいのですけれども、電気の大部分というのはずっと大都市の方に流れてしまふのでしよう。そういうふうな性質のものに対して固定資産税を安くしていかなければならぬ。いわゆる国家目的というか、国の経済政策のし寄せというか、犠牲を地方団体がこうむっておるということにはほかならない。こういう見地から見ても、こういう現実から発電税という希望が起ってくるのじゃないか、こう思うのであります。これは発電税と固定資産税、これを関連してやはり税務部としては検討してもらわなければならぬ、こう思うのですが、どうでしょう。

○奥野政府委員 お話のようにもとより検討していかなければならぬと思ひます。しかしながら前段についてお述べになりました点を申し上げますと、御指摘のように電力会社の経理状況は漸次好転して参つてきておると思つております。しかし好転しておるからあるいは悪化したからということで、絶えず税制をネコの目のように変えていく、これは避けなければならぬんじゃないか。電力会社が非常に経理状態の悪い時期もございました。こういう時期におきましても固定資産税はやはり普通に課税をいたして参つたわけでありまして、事業税もまた利潤を課税標準にとりませんで、収入金額を課税標準として採用して参つたのであります。でありますので一時の会社経理

の状況によつて税制を左右するということは避けたい、こういう考え方を持つておられるわけでございます。なお発電税の問題でございますが、発電事業に対しては、事業税が課されております。そのほかに発電税をどういう意味で課税するのか、それは私はしつて考えるならば受益者負担だと申し上げたのであります。もしもそういうことが全般的によろしいということになりますと、たとえば製材事業に対しては事業税が課されております。しかし自県内の山林から得られた木材を使つておるのだからというところで製材高税というような税を法定外に起したい、そういう式にいろいろな事業につきましても発電税の考え方も出ると思ひますけれども、しかも発電税につきましても水利使用料などがありますので、私は税としてでなく、水利使用料の問題につきましても、もう少し地元財源を与えるべきじゃないだろうかという考え方を強く抱いておるものであります。発電税で解決するのにか水利使用料で解決するの、いろいろ考へ方があるだろうと思つてあります。ただ税制というものはやはり相互に関連したものでございまして、税制は税制として十分筋の立つた姿にしておかなければならぬのじゃないだろうかという考へ方は強く抱いておるわけでありまして。

○北山委員 どうもさつき奥野さんの言う通りに国税、地方税と筋が立っておればいいのですが、筋が立っていないからいろんな問題が起るのじゃないかと思つております。どうも日本の大きな独占企業というのは、損をしたときには補助金をもらつたり利子の補給をし

てもらつたりあるいは税金を負けてもらつたりして、もうけておるときには当りまえのような顔をしておる。自分の腕でもうかつたような顔をしておる。そういうことを国策として助成しておる。こういうところにわれわれは非常に割り切れないものを感じておるわけなのです。だから再々私はこの委員会でのことを言うのです。

なお今ちよつとお話されたところに関連するのですが、立木伐採税というものをおたしかけておるところがあるように聞いております。また新しく立木伐採税をかけたというふうな地方があるように聞いておりますが、現在立木伐採税をかけておるところはどういうところか、またその内容はどういうものであるか。木材引取税とはまた別個なものであるか。またこれについて自治庁としてはどういう方針であるか。これを承わつておきたい。

○奥野政府委員 府県の段階で立木伐採税を課しておる団体はございませぬ。ただ課したいということではいろいろ論議しておる団体はございませぬ。市町村の段階で木材引取税を課しませんで立木伐採税を課しておる団体はございませぬ。五十力町村あるそうでございませぬ。

○北山委員 それはどういふ内容を持つものでございませぬ。どういふ性質のものでございませぬ。

○奥野政府委員 立木伐採税というこゝとになりますと、素材になりませぬ性質のものであります。要するに木材引取税か立木伐採税かということによりまして課税対象になります木の

範囲が違つてくる。立木伐採税の方が広がつてくる。木材引取税の場合には限られてくるということになると思ひます。それと課税の時期が木材引取税の場合には山の木を切りましてから引取者に課税されるわけでありませぬけれども、引取者があるませぬ場合には課税できません。ただ六カ月でありませぬ、六カ月たつてもなお引取者がない場合には、立木の所有者を引取者とみなす、こういう規定は置いております。立木伐採税の場合には伐採の都度課税して行くわけでありませぬから、課税の時期が早くなると思ひませぬ、そういう違いは出てくると思ひませぬ。

○北山委員 私はもう少し続けてもいいのですけれども、あとの審議に……

○大矢委員長 お諮りいたします。きょう本会議に重要な決議案が三つ出るやうですが、本会議がもう少ししたら始まるやうです。きょうはこの程度にしておきますか。それとも小委員会の報告もありませんから、本会議が終つて報告してもらいますか。——それではさう取り計らいます。

○大矢委員長 この際小委員の補欠選任についてお諮りいたします。すなわち警察及び消防に関する小委員でありました徳田吉郎君が一旦委員を辞任せられましたので、小委員が一名欠員になつております。その補欠選任を行わねばなりません。これは先例によりまして委員長より指名することに御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○大矢委員長 御異議なければ徳田與吉郎君を小委員に御指名いたします。

暫時休憩いたします。
午後三時休憩

午後四時十七分開議

○大矢委員長 それでは休憩前に引き続き会議を開きます。

町村合併に関する問題について調査を進めます。お諮りいたします。議員石野久男君より委員外の発言を求められておりますが、これを許可するに御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○大矢委員長 御異議がなければさう取り計らいます。石野久男君。

○石野久男君 皆さんの御時間をいただいて簡単でございませぬが、町村合併の問題について自治庁当局から御意見を承わりたいと思ひます。

実は茨城県の北の方に磯原町、大津町、平潟町、関本村、南中郷村、関南村、この六町村を合併して北茨城市というの、この四月一日から発足しようという計画になっております。この案件は茨城県におきましては一応県議会を通過して、すでに自治庁までその申達がきておると思ひます。しかしながら実情を申し上げますと、この中で合併されるべき大津町、平潟町、それから南中郷村、関南村、それから関本村、いずれの町村におきましても強い反対の意見が outcome して、特に大津町、それから平潟町、関南村の三町村におきましては、つい最近に、その合併に反対する決議を町村議会においていたしたというふうな事態になっております。問題は県当局は四月一日からこれを実施するために、すでに手続をしていられると思ひますので、それがもし促進法の規定するところによつて四月一

日

日

日

日

日

日から行われるといたしますと、法的な処置と町村における実態と百八十度違った形が出て参ります。そのためにその地域のよりよい姿を求めていく促進法の第一の目的に相反するような事態が、むしろ出てくるという状態がある、こういうようなことについては、むしろ地方の情勢をよく勘案して自治庁当局ではこれらの問題の県からの申達その他を一時保留するなりあるいは時期を待つて、村民なりあるいは町民の納得の上でその事態が円満に取捨されるような処置をなさるのがよろしいのではないかと、こういうように考えておりますが、自治庁当局ではこの問題をどのようにお考えになつていか御意見を承りたい。

○小林(興)政府委員 たいまお尋ねの点は私の方でもそういうニュースが入つたのでございます。実は今お話の通り北茨城市を作るといふことで、当初関係各村民も一致して議決をして参りまして、県会ももちろん満場異議がなく書類が参つたものであります。施行期日が四月一日でありますので、こちらの方でいたしましたも県の処分を官報に載せるだけでございませうから、至急登載の手續を進めたいのでございます。ところがその後今お話に出ましたような事態が起つて、関係町村の一部が脱退の決議をした、新町村建設計画の作成をめぐつていろいろ議論が出て、そういうことになつたという情報が入りましたので、われわれの方で、実情調査並びに県としての適切な措置を期待して連絡をしておつたのであります。そしてこの官報施行の問題は、御承知の通り合併は県の知事

が議会の議決を経て処分することになつておりました、内閣総理大臣はそれを受けて直ちに官報に掲載の手續だけをする、こういうことではありますので、こちらで手續をするという事は穩かでない。そこでその話も聞きまして、県の方で事態取捨の方はなるべくとるように連絡をとつたのであります。ところが先ほど、しばらく前でございますが、県の方から連絡が入りまして、一応脱退した町村も、新町村建設計画の協議がまとまつて、一応の話がまとまつて発足することになつたからという連絡があつたのでございませう。もつとも町村民の中には反対のあることは事実でございますが、そういうことでもかまかも事態を取捨した、あわせて御報告を申し上げたいと存じます。

○石野久男君 たいま小林部長からのお話によると、県の方からすでに事態がまとまつたから心配しなくてよいというお話でございませう。一応それが公式の連絡であり、またそれが事実であると思はれまう問題はないと思はれますけれども、私は実はそのことはいささか不安なところがございます。従来たいていこの北茨城市の合併の問題が具体的問題として盛り上つたのが三月の四日か五日です。四日か五日の日に村民の間に話ができまして、この経緯についてはいろいろありますけれども、それからあと十日間に村会の議決をしたのであります。村会の議決をする間にも非常に思わしくないと思われ

るような事態がございました。村会のぐるりを数十名の警官が取り巻いて、反対派の方と賛成派の方と限定された傍聴者を入れるというような、実に圧力的なやり方で強引な取りきめがなされたような事態もございませう。私はここで申し上げたいことは、別段合併をすることがその市町村にとってはいいとか悪いという論議はここではいたしたくない。ただ問題なのは、非常に強引なやり方で町村合併が当局において行われた、そのために今村民はこれに對する非常に激しいいかりをもつて反対をしておられるという実情でございます。実は私さきのう地方からの陳情も受けましたし、しかも昨夜、夜中の二時ごろに電話もありまして、二つの村から実はあれには絶対反対だから一つ何とか四月一日の施行といふことだけは一応しないようにしてほしい。そうしてやはり話し合ひのできるように時間もおいてほしいといふのが地方の実情でございます。それから昨日茨城県の知事友末氏とも電話で連絡しましたところが、友末氏はあれはともかく議会の議決を経て順調に來てい

るから、それをわざと一日か二日で議会の議決をひっくり返すようなやり方をしようといふのはけしからぬ、だからこれはどうしてもやはりあの通りにやるつもりであるといふようなことも言つておるわけですね。そのために最大の努力を払つて説得工作をするといふことを言つておりました。この説得工作がどういふふうに行われたか私にはわかりません。しかしもしその説得工作が知事の方から自治庁の小林部長のところへ來ておるような情報と違ふような状態であると思はれますと、これは不

測の事態が出てくると思つたのです。おそらくこれをそのまま実行されました場合には、促進法によるこの合併は行われなくて、地方自治法によるこの合併という形が出てくると思つた。そのためにあらゆる機関が無に帰するといふような事態が一時出て参りまして、これらの市町村は麻痺状態に陥るといふ形が出てくる。地方新聞はいわゆる夢の都市ができるんだ、こういうふうな言つておるわけですね。だからそういうような事態を考へましたときに、もし小林部長のところまで來ている情報と違ふような事態があつたときには、どうなさるかといふ問題が一つあります。それから今そういう状況の中で自治庁当局が、これはもうとにかく知事の決定権であるから、われわれはただそれを官報に掲載しなければならぬ責任だけなんだからといふようなことで、それを掲載するといふような形にまで持つていく所存であるのかどうか。またこういうような場合に、大臣は地方の実情がそういう状態にあるときに、法の規定するところによつて、ただ手續業務だけを自治庁がやればよいのだといふことで、淡々としてそれを掲載するといふようなことをなさる御所存であるのかどうか、この機会に一つ御意見を承つておきたいと思ひます。

○小林(興)政府委員 これはしくごもつともな御意見でございます。われわれは進まなくて合併の問題は円滑に進まなくて困るのでございませう。責任を持つておるのでございませう。それで一度申し上げますと、最初われわれのところへ來たのは適法な手續で進んできたものですか

ら、実は直ちに官報登載の手續を了しておつたのであります。しかしながら今お話の通りそのうちの一部の村が脱退の決議をした、これは私たちが自治庁といたしまして、形式上手續があるからといつて、これは重大な問題でございませう。村民の一部に反対があることも軽んじてはいけませんけれども、議会そのものがひっくり返つたといふことになれば、それは重大な問題でありまして、そこでその問題が適当に処置されるものが少くとも手續を進めていくに必要な問題でありまして、手續を進めてしまつておりましたけれども、時間的なゆとりがあれば場合によつてはひっくり返さざるを得ないこともあり得るのでございませう。そこで県の方でも連絡をいたしまして、もし県の方で話がまとまらぬようならば、それはこつちは手續は済んだが正誤してもいいという気がいたしまして、連絡をしておつたのであります。それが幸いにしてけさほど來、六時から十時ごろまでの間だと言つておりました。その脱退した町村全部も建設計画を協議して議決をいたした、それで御心配のように促進法でない合併がございませう、一応促進法にのつとつて円滑に合併はともかくも発足する、しかし村民の間にいろいろな反対もあるのだから、そういう問題はなお今後慎重に考へようといふ趣旨のことを希望条件として入れて協議を了した、あとの問題は事態によつてなお必要な調整を加えようといふ条件つきで、合併の建設計画ができたからといふことでございませう。われわれといたしましては、今後その問題の取捨に十分意を用

いまして、遺憾のないように指導をいたしたい、こういうふう存じておるのでございます。

○石野久男君 今のようなお話をしますと、もう質問の点はなくなるわけです。ただ私は念のためにこのことだけを申し上げておきたいと思ひます。

私は今朝の二時ごろから今までの情報ばかり聞いています。そこでその間に今のような情勢の転換があると思ひば、もう一応問題は解決したものと思ひます。しかし従来の例からいいますと、どうも地方の声と県の当局が言っている声との間に非常に大きな違いがあつて、既成の事実を作つた上で、町村民をそのワクの中に入れていくという傾向があるように思われるわけです。もしそういうことでありますとすると、たゞいまの小林部長の言っていることも、非常に誤つた基礎の上に出る結論になつて参りますので、危険だと思ひます。そこで私はその情報に正しいものという場合は、もうこれでよろしい。しかしもしそれがもし私の危惧するような線があつた場合には、これは非常に不測の事態になつてくると思ひますので、その場合の処置とかあるいはそういうことを考慮して、今四月一日といふと、明後日になります。こういうようなことを、もう少し確実な情報に基いて施行なさる御所存があるかどうか第一点。それをなげ言ふかといふと、実は促進法第六条による規定は、御承知のように新しい計画を持たなければ進まない状態になるわけです。ところが今までそれを持っておらなかつたのです。実を言いますと、各町村にはそういう建設の計画を全然持たずに、自治庁に

いろいろな申請が出されておるわけです。むしろ申請の中には非常に法的には虚偽の申請が行われていた。こういう既成事実が作られ、地方の市町村民はそのワクの中で動きがとれない状態になつてゐるのが現実でございます。

○小田國務大臣 お言葉の町村合併問題は、非常に重大なる問題でございます。たゞいま部長が申したように、私どもとしても御質問の趣意をよくよくの策を講じたいと思つております。

○石野久男君 その万全の処置を講ずるときに、特に四月一日に施行するといふ期日の問題がありますので、その

点が非常に重要な問題になつておる。この点をこれは事務的に部長からでもよろしいですか……。

○小林(興)政府委員 それで期日の問題は、先ほど申しました通り、私の方には実は手続が済んでおつて、もう官報に載るだけになつておるわけです。しかし施行の日というものは県がきめることになつておりますので、私は事態によつて話があつたものならばともかくも、一応前の議決は有効にできておりました。脱退議決までやつておるといふことで、話があつたままで行くのはいかかかといふので、県の方でも話があつたものならいふことで連絡したのであります。幸にして今申しました通りこれは総務部長からの電話でございますが、脱退した町村も話があつたままに建設計画を作成した。しかしながら村内に反対のあるものもこれは事実であつて、将来の問題につきましては、なお少し話をして、必要な場合にはまた必要な措置をとるといふことと条件のもとに、合併計画を作つたのであります。それは十分話を進めたい。どうしてもいかに場合を、またそれに即するように処置をいたしたい、こういうことで話がまとまつたのでありますので、われわれとしましては、その方針に従つて動くべきじゃないか。なお念のためにあつた地方課長が出てきて詳細に報告することになつておりますから、その報告の次第はまた報告を申し上げますか。

○大矢委員長 よろしゅうございますか。

○川崎末五郎君 地方税法等改正に關する小委員会におきます付託された法案についての審査の経過並びに結果について、簡単に御報告を申し上げます。

○大矢委員長 それでは休憩前の地方交付税法の一部を改正する法律案、国有資産等所在市町村交付金及び納付金に關する法律案、地方税法の一部を改正する法律案、以上三案を一括議題といたします。地方税法の一部改正に關する小委員長より審査の経過並びに結果について報告をいたしたいとの申し出がございしますから、これを許します。

○川崎末五郎君 地方税法等改正に關する小委員会におきます付託された法案についての審査の経過並びに結果について、簡単に御報告を申し上げます。

今国会に提出せられました地方税法の改正に關する諸法案は、いずれも地方財政の再建と健全化のために立案せられたものでありまして、内容的にも重要な改正を含むとともに、地方財政並びに住民の税負担の上に及ぼす影響もまたきわめて重大なものがあつたので、地方交付税法の一部を改正する法律案、国有資産等所在市町村交付金及び納付金に關する法律案、及び地方税法の一部を改正する法律案の三案を議題といたしまして、小委員会は慎重に審議を開始いたしましたのであります。今日まで七回開会いたしましたので、法案の細目にあつて政府の説明を聴取するとともに、広く請願、陳情、要望書等に現われました地方税制上の問題点をもしさいに検討いたしましたのであります。

均衡上から見ましても、また所在市町村の困窮している実情から見ましても、適當でないのではないかとこの点でございます。

第二には、今回創設の軽油引取税につきましては、税率が高きに過ぐるのではないかと、また免税措置のため徴税上多くの困難と混乱とを招くことにならぬのではないかと、むしろ免税措置を取りやめるべきではないかといふような点が、おもなる検討の問題点でございます。

第三には、事業税につきまして、私鉄に対する外形標準課税は、税体系の問題はしばらく別といたしまして、現実にははなはだしく負担の過重を来してあり、バス事業等との均衡上から見ましても、所得課税に改めるべきが至當ではないかといふ点でございます。

第四には、同じく事業税につきまして、大工、左官等主として労務を主体にいたしてあります業種、公衆浴場業のごとき、公衆衛生の見地から見ましても、一定の規制を受けている業務につきましては、社会政策的の見地からいたしまして、これを第三種に改めて、その負担を軽減するが至當ではないかといふ点でございます。

第五には、娯楽施設利用税におきまして、スケート場の利用を一般人に対してもこれを非課税にするがむしろ適當ではないかといふ点でございます。

第六は、固定資産税につきまして、いわゆる大規模償却資産に対する市町村の課税限度額をこの際引き上げる必要はないか。また昭和二十九年以前に建設に着手した水力発電用の償却資産について、その課税限度額の特例の

特に論議の中心となつた主要な点を申し上げますと、第一に、国有資産等所在市町村交付金につきまして、駐留軍使用の国有資産及び旧軍港施設を交付金の対象から除外していることは、

均衡上から見ましても、また所在市町村の困窮している実情から見ましても、適當でないのではないかとこの点でございます。

第二には、今回創設の軽油引取税につきましては、税率が高きに過ぐるのではないかと、また免税措置のため徴税上多くの困難と混乱とを招くことにならぬのではないかと、むしろ免税措置を取りやめるべきではないかといふような点が、おもなる検討の問題点でございます。

第三には、事業税につきまして、私鉄に対する外形標準課税は、税体系の問題はしばらく別といたしまして、現実にははなはだしく負担の過重を来してあり、バス事業等との均衡上から見ましても、所得課税に改めるべきが至當ではないかといふ点でございます。

均衡上から見ましても、また所在市町村の困窮している実情から見ましても、適當でないのではないかとこの点でございます。

第二には、今回創設の軽油引取税につきましては、税率が高きに過ぐるのではないかと、また免税措置のため徴税上多くの困難と混乱とを招くことにならぬのではないかと、むしろ免税措置を取りやめるべきではないかといふような点が、おもなる検討の問題点でございます。

第三には、事業税につきまして、私鉄に対する外形標準課税は、税体系の問題はしばらく別といたしまして、現実にははなはだしく負担の過重を来してあり、バス事業等との均衡上から見ましても、所得課税に改めるべきが至當ではないかといふ点でございます。

第四には、同じく事業税につきまして、大工、左官等主として労務を主体にいたしてあります業種、公衆浴場業のごとき、公衆衛生の見地から見ましても、一定の規制を受けている業務につきましては、社会政策的の見地からいたしまして、これを第三種に改めて、その負担を軽減するが至當ではないかといふ点でございます。

第五には、娯楽施設利用税におきまして、スケート場の利用を一般人に対してもこれを非課税にするがむしろ適當ではないかといふ点でございます。

第六は、固定資産税につきまして、いわゆる大規模償却資産に対する市町村の課税限度額をこの際引き上げる必要はないか。また昭和二十九年以前に建設に着手した水力発電用の償却資産について、その課税限度額の特例の

特に論議の中心となつた主要な点を申し上げますと、第一に、国有資産等所在市町村交付金につきまして、駐留軍使用の国有資産及び旧軍港施設を交付金の対象から除外していることは、

均衡上から見ましても、また所在市町村の困窮している実情から見ましても、適當でないのではないかとこの点でございます。

第二には、今回創設の軽油引取税につきましては、税率が高きに過ぐるのではないかと、また免税措置のため徴税上多くの困難と混乱とを招くことにならぬのではないかと、むしろ免税措置を取りやめるべきではないかといふような点が、おもなる検討の問題点でございます。

第三には、事業税につきまして、私鉄に対する外形標準課税は、税体系の問題はしばらく別といたしまして、現実にははなはだしく負担の過重を来してあり、バス事業等との均衡上から見ましても、所得課税に改めるべきが至當ではないかといふ点でございます。

均衡上から見ましても、また所在市町村の困窮している実情から見ましても、適當でないのではないかとこの点でございます。

第二には、今回創設の軽油引取税につきましては、税率が高きに過ぐるのではないかと、また免税措置のため徴税上多くの困難と混乱とを招くことにならぬのではないかと、むしろ免税措置を取りやめるべきではないかといふような点が、おもなる検討の問題点でございます。

第三には、事業税につきまして、私鉄に対する外形標準課税は、税体系の問題はしばらく別といたしまして、現実にははなはだしく負担の過重を来してあり、バス事業等との均衡上から見ましても、所得課税に改めるべきが至當ではないかといふ点でございます。

第四には、同じく事業税につきまして、大工、左官等主として労務を主体にいたしてあります業種、公衆浴場業のごとき、公衆衛生の見地から見ましても、一定の規制を受けている業務につきましては、社会政策的の見地からいたしまして、これを第三種に改めて、その負担を軽減するが至當ではないかといふ点でございます。

第五には、娯楽施設利用税におきまして、スケート場の利用を一般人に対してもこれを非課税にするがむしろ適當ではないかといふ点でございます。

第六は、固定資産税につきまして、いわゆる大規模償却資産に対する市町村の課税限度額をこの際引き上げる必要はないか。また昭和二十九年以前に建設に着手した水力発電用の償却資産について、その課税限度額の特例の

特に論議の中心となつた主要な点を申し上げますと、第一に、国有資産等所在市町村交付金につきまして、駐留軍使用の国有資産及び旧軍港施設を交付金の対象から除外していることは、

均衡上から見ましても、また所在市町村の困窮している実情から見ましても、適當でないのではないかとこの点でございます。

第二には、今回創設の軽油引取税につきましては、税率が高きに過ぐるのではないかと、また免税措置のため徴税上多くの困難と混乱とを招くことにならぬのではないかと、むしろ免税措置を取りやめるべきではないかといふような点が、おもなる検討の問題点でございます。

第三には、事業税につきまして、私鉄に対する外形標準課税は、税体系の問題はしばらく別といたしまして、現実にははなはだしく負担の過重を来してあり、バス事業等との均衡上から見ましても、所得課税に改めるべきが至當ではないかといふ点でございます。

適用範囲をこの際拡大いたしました、新設のものすべてにまでこれを及ぼすべきものではないかということでございます。

第七には、遊興飲食税につきましては、公給領収証制度をどうすべきであるか。むしろこれをこの際、施行後間がないのでございませぬけれども、ある観点から見ますれば廃止するかどうかという点が論議の中心の一つでございます。その他信用金庫等に対する課税適正化の問題、あるいは水源地に対する所在町町村交付金交付の問題、木材引取税の取扱、自転車荷車税の廃止等、現行制度全般にわたっての問題点を検討いたしましたのであります。二十二日には日本社会党側の委員諸君から、以上の諸点も含めまして、相当広範にわたる修正意見が開陳されたのでございます。その修正意見の中には自由民主党側の委員諸君におきましても、趣旨といたしましては賛成の点が少なくなかったように認めます。しかしながら自由民主党側といたしましては、明年度につきましてはすでに予算も成立いたしておるこの際であり、修正によって歳入の欠陥を生ずるおそれもございませぬので、これらの問題はさらに一そう検討を加えた上、あげて昭和三十三年度において予期される税制財政制度の根本的改革の際に譲るべきものであるという見解をとられることになったのでございます。従いまして小委員会といたしましては、この際修正案の作成を見合せまして、ただ各委員の間で見解の一致した案件につきまして、本委員会の委員各位の御賛同を得ますれば、これを地方税法

改正案等に対する附帯決議として提案いたしました。その検討、善処方を政府に要望し、それが実現を次年度において期するということにいたしました方が妥当であるという意見が多かったように存しておる次第でございます。

以上、簡単でございますが御報告申し上げます。(拍手)

○川村(兼)委員 小委員長にちよっとお尋ねいたしておきたいのです。小委員長から、地方税法等の小委員会の審査の経過を詳しく御報告いただいたのであります。今御報告を聞きまして、この際少しお聞きしておきたいと思っております。地方税関係の問題となっております。三公社に対する固定資産課税の問題は、本委員会でも相当論議のまとなつたのであります。特に建設委員会から国有資産等所在町町村交付金及び納付金に関する問題で三公社課税の問題、運輸委員会から軽油引取税の問題について、全会一致の修正案を本委員会に申し入れられておったことを思い出すのであります。これについて小委員会とされましては、どのような程度にこれを審議下さったかというようなことを、もう少し詳しく重ねてお聞きをおきをお願いしたいと思います。

○川崎(末)委員 たいま御質問の軽油引取税の問題に關しましては、今川村さんからお話のようにこれを取上げ、しさいに検討するという段階にもなっておりませんか。これは小委員会としてはなほだ怠慢であるかもしれませんが、一面、私から申しておかしいけれども、自由民主党の方におきまして、また提案の

際に相当この問題については各方面から検討いたしました。そうしてでき上った案でありまして、これには予算の関係もございませぬので、小委員会におきましても、あるいは運輸委員会の濱野委員からも大体運輸委員の方の申し出についての趣旨も伺いまして、相当お聞き取りいたしましたけれども、この問題につきましては大体委員の多数の方々をいたしまして、これが裏づけをなしておる消費量の問題につきまして、当初自治庁側から説明いたしました消費量の額と運輸省側の委員の諸君から申されまして消費量の額について相当の開きがございましたので、これらの点につきましても一致を見ることはできませんけれども、政府の方といたしましては運輸省側、自治庁側もそれぞれ調整されまして、両者同一の消費量の統計の提出もありません。それから勘案いたしますと、もし軽油税の税率その他にこの際変更を加えるというならば、すでに決定いたしました予算の数字のギャップ、欠陥が生ずるといふような関係もございませぬので、多数の委員の方々は、この際この問題については修正その他の点に触れないで、むしろ政府原案を承認するより余儀ないじやないか、こういう意見のように私は伺いましたけれども、これ以上ごまかい具体的な検討には入りません。しかしこれらはいずれ小委員会から本委員会に報告いたしまして、あと結論の点その他があれば、この委員会において皆さんによって御善処願えればよろしいかと存じております。

○川村(兼)委員 たいま詳細にお答えいただきましたが、また後日税全般

についての検討があると思っております。そのときにまたお伺いしたいと思います。○大矢委員長 本日はこの程度にして、次回は公報をもってお知らせいたします。これにて散会いたします。

午後四時四十八分散会

昭和三十一年四月三日印刷

昭和三十一年四月四日發行

衆議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局